無形固定資産	0		
投資その他の資産			
協定銀行貸付金	595,406		
資産合計	**1,560,612**	**負債・純資産合計**	**1,560,612**

㈱　各計数は、単位未満切捨て。

損　益　計　算　書

（自平成23年４月１日　至平成24年３月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**4,614**	**（経常収益）**	**13,842**
一般管理費	57	協定銀行納付金収入	6,031
事業外費用	4,557	協定銀行貸付金利息収入	2,138
機構債利息	2,079	事業外収益	5,672
機構債事務費	1		
有価証券償還損	2,476		
（特別損失）			
固定資産除却損	0		
（当期利益金）	**9,228**		
合計	**13,842**	**合計**	**13,842**

㈱１．当期利益金9,228百万円は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則（平成10年金融再生委員会規則第３号）第８条第１項の規定により、次期の積立金として整理する。

２．各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　５百万円

３．引当金の計上基準

退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

４．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　機構債発行差額の償却方法

機構債発行差額は、預金保険機構債の償還期間にわたって定額法により償却している。

⑶　収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

⑷　その他

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第143号）第12条の規定による協定銀行からの損失補てんについて、協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく平成23年度損失補てん金交付申告書の提出を平成24年５月31日に受けた。整理回収機構では、平成23事業年度で収益処理されているが、当機構では会計規程第４条第２項の規定に基づき翌事業年度の費用となる。

これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、61,069百万円の見込みである。

金融機能強化勘定

貸　借　対　照　表

（平成24年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	**491**	**（流動負債）**	**521,713**
現金・預金	19	短期借入金	241,600
有価証券	339	預金保険機構債（１年内償還）	280,000
未収収益	132	機構債発行差額（１年内償還）	△　14
未収金	0	未払金	2
（固定資産）	**526,200**	未払費用	126
有形固定資産	0	**（固定負債）**	
建物	0	退職給与引当金	5
工具・器具・備品	0	**（負債合計）**	**521,719**
投資その他の資産		**（剰余金）**	
協定銀行貸付金	526,200	利益剰余金	4,972
		積立金	1,007
		当期未処分利益	3,964
		（純資産合計）	**4,972**
資産合計	**526,691**	**負債・純資産合計**	**526,691**

㈱　各計数は、単位未満切捨て。